

別記様式第3号 (第8条関係)

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年12月定例会

議案の 件名	議案第68号 交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の制定 について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ( )
-----------	--	------------	--

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>都市計画事業として本市が実施する公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき、受益者負担金(以下「負担金」という。)の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>北河内の他6市において、同様の条例が制定されている。</p>												
	<p>〈財源措置の状況〉 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>下水道事業において、管路の整備には多くの費用が掛かり、その大半を借入金でまかなっている。一方で公共下水道が整備されると未整備区域と比較して利便性・快適性が向上する。一部地域の住民に対し特別な利益を生じさせることから事業費の全てを公金でまかなうと利益を受けられない地域の住民とに不公平が生じることとなる。この利益を受けることとなる対象者に利益の一部を還元していただくため、下水道建設費の一部に充当する受益者負担金を創設する。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>下水道建設費に充てる財源を確保する。</p>												
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>過去から公共下水道を敷設する地区の住民に対し、費用の一部の負担を求めてきた。下水道事業は平成31年4月1日から地方公営企業法を適用し、企業会計を導入する予定です。これに合わせ新たに条例を整備し、増大する施設の維持費用に対する財源の確保を図っていく。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p> </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。(No.47,48)</li> <li>・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>○その他の計画 (該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">計画名称</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>	<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。(No.47,48)</li> <li>・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64)</li> </ul>	計画名称		策定年度		計画期間					
<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。(No.47,48)</li> <li>・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64)</li> </ul>												
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<input checked="" type="checkbox"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>													
	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p style="text-align: right;">平成32年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">担当部局</td> <td style="width: 33%;">担当課</td> <td style="width: 34%;">添付資料 (有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>下水道課</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無 条例概要</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)	都市整備部	下水道課	<input checked="" type="checkbox"/> 無 条例概要						
担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)											
都市整備部	下水道課	<input checked="" type="checkbox"/> 無 条例概要											

交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的

都市計画事業として交野市が施行する公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 75 条の規定に基づき、受益者負担金(以下「負担金」という。)の徴収について、必要な事項を規定する。

2. 条例の内容

- ・受益者について(第 2 条関係)
- ・受益者の負担金の額について(第 3 条関係)
- ・賦課対象区域の決定等について(第 4 条関係)
- ・負担金の賦課及び徴収について(第 5 条関係)
- ・負担金の徴収猶予について(第 6 条関係)
- ・負担金の減免について(第 7 条関係)
- ・受益者の変更について(第 8 条関係)
- ・督促について(第 9 条関係)
- ・延滞金について(第 10 条関係)
- ・公示送達について(第 11 条関係)
- ・委任について(第 12 条関係)

3. 施行日

平成 32 年 4 月 1 日から施行する。